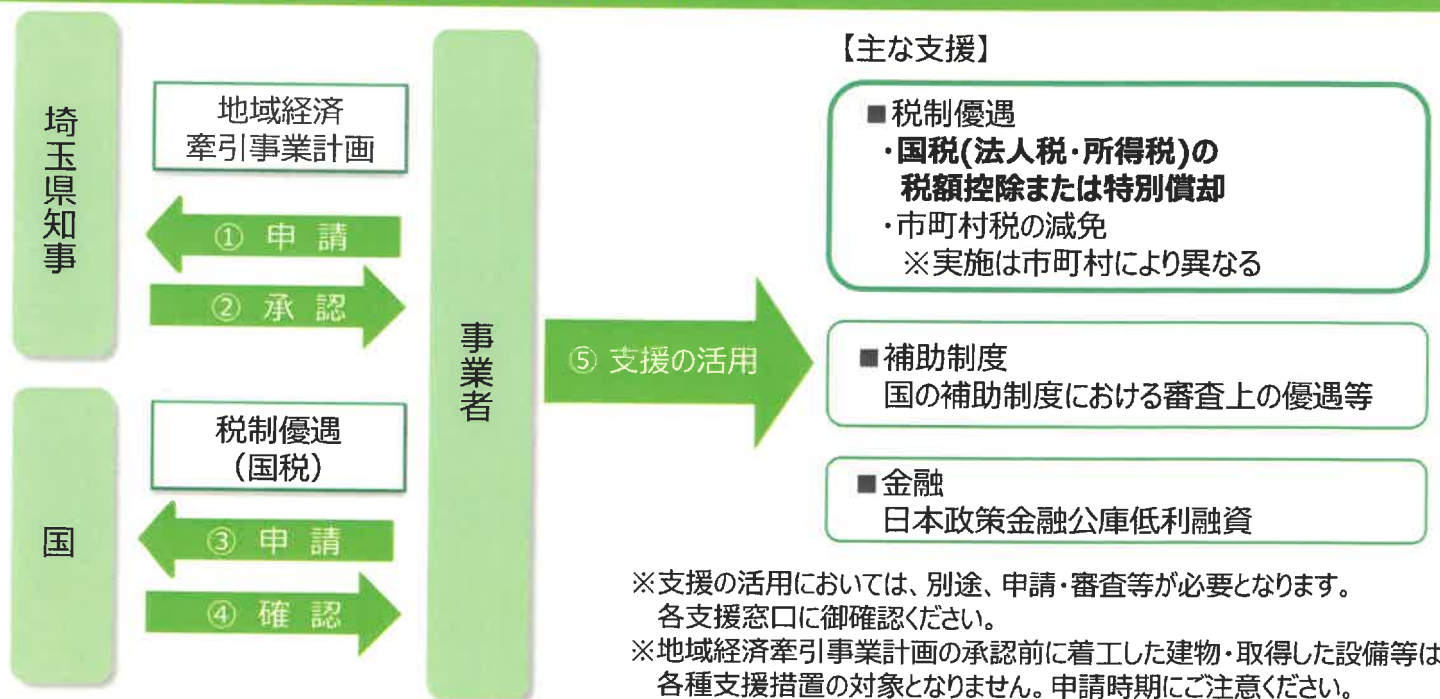




# 地域未来投資促進法<sup>※</sup>に基づく 支援のご案内

※地域の特性を生かし高い経済波及効果を及ぼす「地域経済牽引事業」を支援するため、政策資源を集中投資するもの。

## 地域未来投資促進法の活用フロー



## 設備投資に対する税制優遇（課税の特例）

県知事の承認後、国の確認を得ることで事業に必要な**設備投資**に対し、税制優遇が受けられます。

【対象資産の取得期限：令和10年3月31日】

| 対象設備        | 特別償却 | 税額控除    |
|-------------|------|---------|
| 機械装置・器具備品   | 35%  | 4%      |
| 上乗せ要件を満たす場合 | 50%  | 5% / 6% |
| 建物・附属設備・構築物 | 20%  | 2%      |

建物等は着工日の前日までに県知事承認が必要になります。  
機械装置・器具備品については、  
取得前までに県知事及び国の承認を受ける必要があります。  
※取得日の扱いについては税務署の判断となります。  
※上乗せ要件については、経済産業省HPをご確認ください。

【要件】

- ① 労働生産性の伸び率が4%以上  
又は投資収益率が5%以上
- ② 設備投資額が1億円以上
- ③ 設備投資額が前年度減価償却費の25%以上
- ④ 対象事業の売上高伸び率がゼロを上回り、かつ、  
過去5年度の対象事業に係る市場規模の伸び率より  
5%以上高いこと
- ⑤ 【これまでに埼玉県知事の承認及び国の確認を受けて  
いる場合】  
当計画が終了しており、その労働生産性の伸び率が  
4%以上、かつ、投資収益率5%以上